

# 『被害防止ネット』 ニュース

〇〇 消費者の被害を防ぐ ネットの輪 〇〇

平成19年12月21日

No.7号

[事務局] 小樽消費者協会

〒047-0031 小樽市色内1丁目9番5号

小樽市分庁舎内

TEL 31-3682 (消費者協会事務局)

23-7851 (消費者センター)

FAX 22-1345

E-mail: otarushouhi@air.ocn.ne.jp

## 消費者被害防止ネットワーク 高齢者・若年者分科会を開催

平成19年11月27日、小樽市分庁舎内(色内)において「小樽市消費者被害防止ネットワーク」の高齢者・若年者分科会が行われました。

### ▶ 高齢者分科会では・・・ ▶

#### ◎最近の高齢者被害について

消費者センターより「水道を見せてくださいと言って業者が自宅に上がりこみ、止水栓の操作の後、水が赤いからと給水管の洗浄(9千円)を勧めてきた。さらに、こんな水では健康に良くないと浄水器も設置するよう求めてきた。」「工事代金5万円を払わないと電気を止めるという電話があったが、その後北電に問い合わせしてみたところ、そのような事実はないと判明した。」などの事例が報告され、被害防止策として「業者を簡単に自宅に入れない。公的機関を名乗ってきたら身分証の提示を求める。不審な時はすぐ相談する。」といった留意点について説明がありました。

#### ◎建築に関する悪質商法について

北海道建築設計事務所協会小樽支部・野々瀬副支部長より、建築に関する悪質商法の具体的事例と被害防止策について解説をしていただきました。(裏面参照)

### ▶ 若年者分科会では・・・ ▶

#### ◎最近の若年者被害について

小樽警察署より「20歳の男性が携帯電話の出会い系サイトで知り合った女性にお金を要求され、サラ金などで工面し80万円を振り込んだが、その後返金に応じてくれず、連絡手段がメールだけなので困っている」「メールで有料サイトの料金を請求され、利用したかなと思いき、26万円振り込んだら、まだ他にも未納があると再度請求を受け、親に相談した」などの事例紹介の後、「メールのやりとりだけで相手を信用しない。特に男性は女性に気を許しやすいので注意を」とのお話がありました。

消費者センターより「子供が携帯のモバイルゲームに熱中し、ポイントを使おうとアクセスしたら出会い系サイトにつながった」「21歳の女性が電話勧誘を受け、パソコンで入力作業をする内職の契約をしたが、会社は倒産し、後でサラ金の契約をさせられていることが判明した」などの事例報告とともに、「保護者は子供に携帯電話の使い方をきちんと教えること」「名簿の流出で成人に達した時期が狙われるので特に気をつけるように」との注意がありました。



ネットワークの標語が決定・・・選考の結果、上記標語(題字枠内に掲載)に決まりました。

## 各団体から

各分科会の情報交換の場では、今回出席した民生委員協議会、老人クラブ連合会、地域包括支援センター、札幌司法書士会小樽支部、小学校生活指導委員会、高等学校校外生活指導連盟等から消費者を取り巻く現状や被害実態などについて次のような報告・意見がありました。

- ◎ 街頭での粗品無料配布の後に高額商品購入を勧誘する悪質商法は、高齢者の集会や行事の日時・場所を狙ってくるので注意が必要である。
- ◎ 最近の振り込め詐欺は、警戒されにくい少ない金額を要求する事例が増えており、手口としては、窓口を通さずATMへ電話で誘導

してから振り込ませる方法が依然多いが、中には現金封筒で送金させるケースも見られる。

- ◎ 高齢者被害は、家族に知られるのを嫌い表面に出てこない場合があるため、日常の異変を察知できるように周囲で見守ることが大事である。
- ◎ 子供の携帯電話での被害を防止するには、電

話会社のフィルタリングサービス等が有効であるが、迷惑メールの拒否設定など自分で簡単にできるものもあるので、活用した方がよい。

- ◎ 携帯電話会社には、契約時に被害防止策の詳しい説明をしてもらうことが望まれる。など、多くの報告や意見が出されました。

#### ◆ 建築に関する悪質商法～その手口は… ◆

- ◎「無料診断をさせていただきます」「特別にサービスで施工します」などと最初は負担がかからないような言い方をしてくる。
- ◎住宅を見せると「このままでは危ない」「すぐに工事が必要」などと不安をあおり、工事契約の判断を急がせる。
- ◎床下に換気扇を設置するなど本来必要のない工事を契約させようとする。
- ◎1つの工事を行うと、その後次々と別の工事契約も迫ってくる。
- ◎見積書は「一式〇円」と内訳を明記せず、高額な請求をしてくる。

#### ● 被害に遭わないためには… ●

- 業者の話を鵜呑みにせず、その場で契約しない。
  - 必要な工事かどうか家族や信頼できる人に相談する。
  - 必要な工事でも、見積書は複数の業者からとり、金額・内容について十分比較検討をする。
  - 工事着工後でも解約したい場合は、クーリング・オフ制度を活用する。(訪問販売契約後8日以内)
- ＜建築の相談・調査＞(社)北海道建築設計事務所協会  
小樽支部 ☎32-5211

### ◎ 「格安」は騙し文句 ～ 『お掃除商法』にご注意ください !!

年末の大掃除や春先の引越しなどの時期になると、「1,000円でお掃除をします」などと格安な代金をうたって自宅に上がり込み、掃除をした後に数十万円もする高額な掃除機やスチームクリーナーなどの商品を売りつけようとする悪質な業者が現れますので、注意が必要です。

この商法は、掃除を格安な代金で行うことにより、その後の商品に関する説明や勧誘を断りづらくさせ、最終的には契約まで持ち込むというのが手口です。掃除は部屋に入るための口実のようなもので、本来の目的は高額な掃除機や浄水器、活水器、さらには羽毛布団などを販売することです。

「格安」「無料」をうたい文句に近寄ってくるのが悪質業者の常套手段ですので、十分気をつけましょう。

### ◎ 『当選商法』 ～ うまい話にはご用心 !!

この商法は、「当選した」「景品が当たった」「あなただけ選ばれた」などと幸運や特別という言葉で殊更強調しながら、その気にさせて商品やサービスを契約させるものです。

最近の被害例としては、市内の50歳代男性が、郵送されてきた圧着式はがき(密封二つ折り)を開けて中のスクラッチくじを削ると「2等当選～42型薄型テレビ」と記されていたので連絡したところ、送料5,000円を払うように言われた。指示どおり送金をしたがテレビは届かず、家族が再度連絡すると20,000円を要求してきたので応じなかったところ、後日テレビ保管料として96,000円の請求書が送られてきた。…というケースがありました。

当選通知が届いても、身に覚えのないものは無視しましょう。うまい話にはご注意ください。



#### ❖ 啓発用貸出しビデオのご利用を ❖

消費者問題に関する啓発用ビデオを無料で貸し出しています。啓発行事などの際ご利用ください。

➡申し込み・詳細＝消費者協会 Tel:31-3682

#### ❖ 「出前講座」の活用を ❖

各種団体からの依頼に応じ消費生活相談員を派遣し、消費者被害等に関する講演を行います(無料)。

➡申し込み・詳細＝消費者協会 Tel:31-3682

#### 【情報交換について】

ネットワークでは、被害報告などの情報交換をパソコンメールやファックスを通して行っています。情報提供やアドレス・番号の届出は、下記事務局連絡先までお願いします。



E-mail: [otarushouhi@air.ocn.ne.jp](mailto:otarushouhi@air.ocn.ne.jp)

Fax ; 22-1345